

議案第 7 1 号

甲賀市税条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和 6 年 8 月 2 3 日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市税条例の一部を改正する条例

甲賀市税条例（平成１６年甲賀市条例第４５号）の一部を次のように改正する。

第３４条の７第１項中「若しくは金銭」を削り、同項第１号中「又は金銭」を削り、同号ケを次のように改める。

ケ 所得税法第７８条第２項第４号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第５６条中「第６４条第４項」を「第１５２条第５項」に改める。

付則第４条の２を削る。

付 則

（施行期日）

第１条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

（１） 第５６条の改正規定 令和７年４月１日

（２） 第３４条の７第１項の改正規定及び付則第４条の２を削る改正規定並びに次条の規定 公益信託に関する法律（令和６年法律第３０号）の施行の日の属する年の翌年の１月１日

（市民税に関する経過措置）

第２条 所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）附則第３条第１項の規定の適用がある場合における前条第２号に掲げる規定による改正後の甲賀市税条例第３４条の７第１項（第１号ケに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第１号ケ中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）附則第３条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第１条の規定による改正前の所得税法第７８条第３項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

甲賀市税条例新旧対照表

改正案	現行
(寄附金税額控除) 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金_____を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1) 次に掲げる寄附金_____のうち、規則で定めるもの ア～ク (略) ケ <u>所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金</u> コ (略) (2) (略)	(寄附金税額控除) 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金<u>若しくは金銭</u>を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1) 次に掲げる寄附金<u>又は金銭</u>のうち、規則で定めるもの ア～ク (略) ケ <u>所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭</u> コ (略) (2) (略)

2 (略)

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第152条第5項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しく

2 (略)

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しく

は公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和２６年法律第２８号）第２条第１項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

（１）～（６） （略）

付 則

（施行期日）

第１条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日

は公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和２６年法律第２８号）第２条第１項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

（１）～（６） （略）

付 則

（公益法人等に係る市民税の課税の特例）

第４条の２ 当分の間、租税特別措置法第４０条第３項後段（同条第６項から第１０項まで及び第１１項（同条第１２項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第４０条第３項に規定する公益法人等（同条第６項から第１１項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第３項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第３条の２の３で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第４０条第６項から第１１項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

から施行する。

(1) 第56条の改正規定 令和7年4月1日

(2) 第34条の7第1項の改正規定及び付則第4条の2を削る改正
規定並びに次条の規定 公益信託に関する法律(令和6年法律第30
号)の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第
3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定
による改正後の甲賀市税条例第34条の7第1項(第1号ケに係る部分
に限る。)の規定の適用については、同項第1号ケ中「寄附金」とある
のは、「寄附金(所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8
号)附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる
同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定によ
り特定寄附金とみなされるものを含む。)」とする。

議案第 7 2 号

甲賀市自転車駐車場条例及び甲賀市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 8 月 2 3 日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市自転車駐車場条例及び甲賀市駐車場条例の一部を改正する条例

(甲賀市自転車駐車場条例の一部改正)

第1条 甲賀市自転車駐車場条例（平成16年甲賀市条例第82号）の一部を次のように改正する。

別表甲賀市甲南駅北自転車駐車場の項の次に次のように加える。

甲賀市甲南駅北第2自転車駐車場	甲賀市甲南町深川1639番地1
-----------------	-----------------

(甲賀市駐車場条例の一部改正)

第2条 甲賀市駐車場条例（平成16年甲賀市条例第134号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

甲南駅北口駐車場	甲賀市甲南町深川1639番地1
----------	-----------------

別表第2に次のように加える。

甲南駅北口駐車場	1箇月	3,000円
	24時間まで	300円
	24時間を超えるときは、 その超える時間について2 4時間までごとに	300円

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 7 2 号参考資料

< 第 1 条関係 >

甲賀市自転車駐車場条例新旧対照表

改正案	現行																		
(名称及び位置) 第 3 条 駐車場の名称及び位置は、別表のとおりとする。 別表 (第 3 条関係) <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>甲賀市甲南駅北自転車駐車場</td><td>甲賀市甲南町深川 1 6 4 4 番地 3</td></tr> <tr> <td>甲賀市甲南駅北第 2 自転車駐車場</td><td>甲賀市甲南町深川 1 6 3 9 番地 1</td></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </table>	名称	位置	(略)		甲賀市甲南駅北自転車駐車場	甲賀市甲南町深川 1 6 4 4 番地 3	甲賀市甲南駅北第 2 自転車駐車場	甲賀市甲南町深川 1 6 3 9 番地 1	(略)		(名称及び位置) 第 3 条 駐車場の名称及び位置は、別表のとおりとする。 別表 (第 3 条関係) <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>甲賀市甲南駅北自転車駐車場</td><td>甲賀市甲南町深川 1 6 4 4 番地 3</td></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </table>	名称	位置	(略)		甲賀市甲南駅北自転車駐車場	甲賀市甲南町深川 1 6 4 4 番地 3	(略)	
名称	位置																		
(略)																			
甲賀市甲南駅北自転車駐車場	甲賀市甲南町深川 1 6 4 4 番地 3																		
甲賀市甲南駅北第 2 自転車駐車場	甲賀市甲南町深川 1 6 3 9 番地 1																		
(略)																			
名称	位置																		
(略)																			
甲賀市甲南駅北自転車駐車場	甲賀市甲南町深川 1 6 4 4 番地 3																		
(略)																			

< 第 2 条関係 >

甲賀市駐車場条例新旧対照表

改正案	現行
(名称及び位置) 第 2 条 駐車場の名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。 (使用料)	(名称及び位置) 第 2 条 駐車場の名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。 (使用料)

第6条 駐車場に自動車を駐車する者（以下「利用者」という。）は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

2 既納の使用料は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（利用料金）

第14条 前条第1項の規定により指定管理者に管理業務を行わせる場合における利用料金の額は、別表第2の範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

別表第1（第2条関係）

名称	位置
（略）	
甲南駅南口駐車場	甲賀市甲南町深川1570番地
甲南駅北口駐車場	甲賀市甲南町深川1639番地1

別表第2（第6条、第14条関係）

区分	単位	使用料
（略）		
甲南駅南口駐車場	24時間まで	300円
	24時間を超えるときは、その超える時間について24時間までごとに	300円
甲南駅北口駐車場	1箇月	3,000円
	24時間まで	300円

第6条 駐車場に自動車を駐車する者（以下「利用者」という。）は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

2 既納の使用料は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（利用料金）

第14条 前条第1項の規定により指定管理者に管理業務を行わせる場合における利用料金の額は、別表第2の範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

別表第1（第2条関係）

名称	位置
（略）	
甲南駅南口駐車場	甲賀市甲南町深川1570番地

別表第2（第6条、第14条関係）

区分	単位	使用料
（略）		
甲南駅南口駐車場	24時間まで	300円
	24時間を超えるときは、その超える時間について24時間までごとに	300円

	<table><tr><td>24時間を超えるとき</td><td>300円</td></tr><tr><td>は、その超える時間につ</td><td></td></tr><tr><td>いて24時間までごとに</td><td></td></tr></table>	24時間を超えるとき	300円	は、その超える時間につ		いて24時間までごとに		
24時間を超えるとき	300円							
は、その超える時間につ								
いて24時間までごとに								
備考（略）		備考（略）						

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 7 3 号

甲賀市病院事業設置等に関する条例及び甲賀市立みなくち診療所条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 8 月 2 3 日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市病院事業設置等に関する条例及び甲賀市立みなくち診療所条例
の一部を改正する条例

(甲賀市病院事業設置等に関する条例の一部改正)

第1条 甲賀市病院事業設置等に関する条例（平成16年甲賀市条例第178号）
の一部を次のように改正する。

第3条第3項を次のように改める。

3 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）に係る特別の料金の額は、保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成18年厚生労働省告示第496号）別表第2に規定する点数につき1点を10円として算出した額に消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額に相当する額を加算した額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

第4条第1項中「（昭和63年法律第108号）」及び「（昭和25年法律第226号）」を削る。

(甲賀市立みなくち診療所条例の一部改正)

第2条 甲賀市立みなくち診療所条例（令和4年甲賀市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

4 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）に係る特別の料金の額は、保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成18年厚生労働省告示第496号）別表第2に規定する点数につき1点を10円として算出した額に消費税法の規定による消費税の額及び地方税法の規定による地方消費税の額に相当する額を加算した額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

付 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

議案第 7 3 号参考資料

< 第 1 条関係 >

甲賀市病院事業設置等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
(診療費用等) 第 3 条 (略) 2 (略) 3 <u>厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成 1 8 年厚生労働省告示第 4 9 5 号）に係る特別の料金の額は、保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成 1 8 年厚生労働省告示第 4 9 6 号）別表第 2 に規定する点数につき 1 点を 1 0 円として算出した額に消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）の規定による消費税の額及び地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の規定による地方消費税の額に相当する額を加算した額（その額に 1 0 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。</u> (使用料) 第 4 条 前条に規定する診療費用等のほか、病院の使用料又は手数料については、次に掲げる額に消費税法_____の	(診療費用等) 第 3 条 (略) 2 (略) 3 <u>厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成 1 8 年厚生労働省告示第 4 9 5 号）に規定する入院期間が 1 8 0 日を超えた日以後の入院及びその療養に伴う世話その他の看護に係る特別の料金の額は、保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成 1 8 年厚生労働省告示第 4 9 6 号）別表第 2 に規定する入院期間が 1 8 0 日を超えた日以後の入院に係る療養の別に厚生労働大臣が定める点数に 1 0 0 分の 1 5 を乗じた点数につき 1 点を 1 0 円として算出した額に消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）の規定による消費税の額及び地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の規定による地方消費税の額に相当する額を加算した額（1 0 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。</u> (使用料) 第 4 条 前条に規定する診療費用等のほか、病院の使用料又は手数料については、次に掲げる額に消費税法<u>（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）</u>の

規定による消費税の額及び地方税法_____の 規定による地方消費税の額に相当する額を加算した額とする。 (1) 及び (2) (略) 2 (略)	規定による消費税の額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の 規定による地方消費税の額に相当する額を加算した額とする。 (1) 及び (2) (略) 2 (略)
---	--

<第2条関係>

甲賀市立みなくち診療所条例新旧対照表

改正案	現行
(使用料等) 第6条 (略) 2 及び 3 (略) <u>4 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養(平成18年厚生労働省告示第495号)に係る特別の料金の額は、保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法(平成18年厚生労働省告示第496号)別表第2に規定する点数につき1点を10円として算出した額に消費税法の規定による消費税の額及び地方税法の規定による地方消費税の額に相当する額を加算した額(その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。</u>	(使用料等) 第6条 (略) 2 及び 3 (略)

付 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。